

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月13日
【会社名】	株式会社電通
【英訳名】	DENTSU INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 石井直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理 1 部長 飯高美樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,178,200,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社電通 関西支社 (大阪市北区堂島二丁目 4 番 5 号) 株式会社電通 中部支社 (名古屋市中区栄四丁目16番36号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月3日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成25年7月22日付及び平成25年7月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項につき、平成25年8月13日に四半期報告書(第165期第1四半期 自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第164期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年7月22日及び平成25年7月30日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第164期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第165期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月3日に関東財務局長に提出

**5【訂正報告書】**

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年7月22日及び平成25年7月30日に関東財務局長に提出